

## 平成25年度事務事業評価表（基本）

事務事業名	区民農園新設・維持管理	重点評価 区分	重点	担当部	環境部
				担当課	環境課

## 基本情報

## 1 事務事業の概要

開始年度	昭和50年度	根拠法令	区民農園条例
性質区分	サービス提供	実施形態	区単独（委託）
対象者	区民・団体		
裁量区分	あり		
実施内容 （事務事業の実施 内容、手段、過去 の改善実績等）	<p>【概要】 区民農園を設置することにより、都市生活における自然と人とのかかわりを深めるとともに、良好な都市環境の形成と都市空間の確保を図るために実施する。23農園を設置。</p> <p>【活動内容】 ①区民農園の整備 農地所有者から無償提供を受けた農地に、外柵・水道・トイレ等を設置し、1区画15㎡の区民農園として整備する。 ②貸出 毎年11月に利用者を募集し、抽選により利用者を決定する。利用期間は翌年の3月から23ヵ月間。23農園について、奇数年と偶数年に分けて募集農。使用料は月額700円。 ③維持管理 トイレ清掃、通路等の除草、生垣剪定などの維持管理については、委託により実施。平成25年度からは、月1回の見回りの実施など委託を拡大。利用者や農園周辺の住民からの苦情等の対応は区職員で行っている。</p> <p>【過去の改善実績】 ①適正使用の推進 利用のマナーを守り、適正に使用してもらうため、申請受付時の本人確認や利用上の諸注意の徹底、利用者証の発行、定期的な見回りの実施等を行った。 ②受益者負担の適正化 選択的・採算的サービスである区民農園事業については、受益者負担の適正を図る必要があることから、段階的に使用料の改定を行っている。 10年4月～有料化500円、20年4月～600円、24年4月～700円。</p>		

## 2 施策及び事務事業目的

施策 番号	施策	1403	産業に対する区民の理解を深め、産業と調和のとれた地域をつくります
事務事業目的	区民に土と緑に親しむ場を提供し、都市生活における自然と人とのかかわりを深めるとともに、良好な都市環境の形成と都市空間の確保を図る。		

## 実績情報

## 1 成果指標の達成状況

成果指標	指標の根拠	単位	区分	22年度	23年度	24年度
区民農園総面積	全区民農園面積（基準日3/1）	㎡	目標	-	-	-
			実績	25,282	27,392	26,294
—	—	—	目標	—	—	—
			実績	—	—	—

## 2 活動指標の達成状況

活動指標	指標の根拠	単位	区分	22年度	23年度	24年度
貸出区画数	全農園區画数	区画	目標	1,290	1,271	1,239
			実績	1,206	1,239	1,201
農園応募者数	奇数年・偶数年利用開始農園の各年度応募者数	人	目標	1,800	1,800	1,800
			実績	1,609	1,444	1,258
—	—	—	目標	—	—	—
			実績	—	—	—

3 コスト内訳（決算）

項目		単位	24年度
収入	特定財源		
	国庫支出金	千円	0
	都道府県支出金	千円	0
	その他	千円	8,817
一般財源 (a)		千円	4,362
支出	直接事業費 (b)	千円	6,781
	消耗品費	千円	365
	印刷製本費	千円	22
	修繕料	千円	254
	光熱水費	千円	942
	通信運搬費	千円	156
	手数料	千円	4,670
	委託料	千円	372
		千円	
		千円	
		千円	
	職員人件費 (c)	千円	5,925
	人件費	千円	5,925
		人	0.75
	再雇用職員	千円	0
		人	0.00
	間接費 (d)	千円	473
	調整額 (e)	千円	600
	減価償却費	千円	0
	金利	千円	0
	退職給与引当	千円	600
(控) コスト対象外	千円	0	
トータルコスト (f) (b+c+d+e)		千円	13,779

4 単位あたりコスト

項目	単位	24年度
単位の定義		サービス提供回数（貸出区画数）
実績数値 (g)	区画	1,201
単位あたり区単コスト (a/g)	円	3,632
単位あたりコスト (f/g)	円	11,473

## 平成25年度事務事業評価表（重点評価）

事務事業名	区民農園新設・維持管理	担当部	環境部
		担当課	環境課

### 過年度の実績状況の評価と今後の方向性

実績状況の評価	<p>①区民農園は、昭和50年に5園でスタートし、区民要望も多かったことから、農園数の拡大を図った。その後、土地提供者の死亡等により廃止した農園もあるものの、新規開設にも努め、ここ数年は23～25農園前後で推移している。区民農園の総面積で見ても、現在の26,294㎡は平成14年度の26,265㎡とほぼ同様となっている。区民農園は、土と緑に親しむ場の提供や緑豊かな都市環境の形成に一定の役割を果たしているといえる。</p> <p>②区民農園の応募倍率は、平成14年度が3.8であるのに対し、平成24年度は1.8倍と半分以下となっており、利用しやすくなっている。</p> <p>③区民農園に利用に関する苦情（利用者のマナーが悪いなど）については、減少傾向にあり、適正利用に向けた取り組みの成果が現われている。</p>		
今後の方向性	改善	<p>①区民農園を維持していくためには、土地提供者の理解と協力が不可欠である。土地提供者の大半は農業者であることから、農業者や農地を所管する部署とこれまで以上に連携して取り組んでいく。</p> <p>②農園の新規開設については、概ね1,000㎡以上としていたが、今後は小規模の農園の設置についても検討し、農園用地を確保していく。</p> <p>③単位コスト（11,473円）と利用者負担（年間8,400円）との乖離は使用料の改定により縮小しているが、今後も、適正な負担を推進し、単位コストと利用者負担の乖離の縮小に努める。</p> <p>④維持管理については、直接職員が行わなければならない業務以外は極力委託化し、業務の効率化と利用者サービスの向上を図る。</p>	
	継続		

### 「今後の方向性」に基づく取組内容

#### 1 今後の成果指標の目標値

成果指標	指標の根拠・計算式など	単位	区分	25年度	26年度	27年度
			目標			
			目標			

#### 2 今後の活動目標及び活動指標の目標値

活動目標	視点	活動指標	単位	区分	25年度	26年度	27年度
				目標			
				目標			
				目標			
				目標			

行政評価委員会の意見や予算編成等の結果を踏まえ、年度末に記載し、区民に公表します。



施設案内 区民農園 | 葛飾区

現在位置 : [トップページ](#) > [施設案内](#) > [直売所・農園](#) > 区民農園

[ツイート](#) | いいね! | 1

## 施設案内 区民農園

更新日 平成25年6月4日

区民の皆さんに土に親しみ、収穫の喜びを味わい、緑の大切さを実感していただくために、区民農園を開設しています。

### あなたも野菜づくりに挑戦してみませんか？

区民農園の使用申し込みは、毎年11月に広報かつしかでご案内いたします。

応募多数の場合は、抽選になります。当選された場合は、翌年3月から23か月間ご使用いただけます。

1区画の広さは約15平方メートルで、使用料は、1ヵ月700円です。(平成25年4月1日現在)

また、下記に該当する場合は、使用料の減額対象となり、2割減額となります。

#### 1 同一世帯に下記に該当する方がいる場合

- (1) 身体障害者手帳1～3級をお持ちの方
- (2) 愛の手帳1～3度をお持ちの方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方

#### 2 下記に該当する団体

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設
- (3) 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設



水元三丁目農園



東水元四丁目農園

<http://www.city.katsushika.lg.jp/5620/005653.html>

施設案内 区民農園 | 葛飾区

偶数年利用開始 区民農園所在地(平成25年3月1日現在)

農園名	所在地	区画数
水元五丁目農園	葛飾区水元五丁目5番	36
水元三丁目農園	葛飾区水元三丁目2番	79
鎌倉二丁目農園	葛飾区鎌倉二丁目14番	90
高砂二丁目農園	葛飾区高砂二丁目30番	84
奥戸汐塚農園	葛飾区奥戸三丁目25番	47
塚妻農園	葛飾区東水元五丁目25番	45
水元四丁目第二農園	葛飾区水元四丁目23番	40
西水元五丁目農園	葛飾区西水元五丁目15番	66
柴又五丁目農園	葛飾区柴又五丁目31番	40

奇数年利用開始 区民農園所在地(平成25年3月1日現在)

農園名	所在地	区画数
ポテトガーデン	葛飾区水元一丁目15番	16
水元二丁目第二農園	葛飾区水元二丁目20番	68
水元四丁目農園	葛飾区水元四丁目15番	22
東水元四丁目農園	葛飾区東水元四丁目6番	64
東金町第三農園	葛飾区東金町五丁目4番	18
高砂一丁目農園	葛飾区高砂一丁目9番	55
高砂西農園	葛飾区高砂五丁目4番	24
高砂六丁目第一農園	葛飾区高砂六丁目13番	60
高砂六丁目第二農園	葛飾区高砂六丁目1番	36
高砂七丁目東農園	葛飾区高砂七丁目18番	61
細田四丁目農園	葛飾区細田四丁目37番	71
新宿三丁目第二農園	葛飾区新宿三丁目28番	54
水元四丁目第三農園	葛飾区水元四丁目16番	60
高砂七丁目第二農園	葛飾区高砂七丁目11番	65

# 区民農園配置図

別紙 2

奇数年利用開始  
14農園

偶数年利用開始  
9農園

東水元四丁目農園 64区画  
東水元4-6 1,444㎡

西水元五丁目農園 66区画  
西水元5-15 1,544㎡

坂妻農園 45区画  
東水元5-25 937㎡

水元四丁目第三農園 60区画  
水元4-16 1,143㎡

水元五丁目農園 36区画  
水元5-5 925㎡

水元四丁目農園 22区画  
水元4-15 556㎡

水元四丁目第二農園 40区画  
水元4-23 993㎡

水元二丁目第二農園 68区画  
水元2-20 1,348㎡

水元三丁目農園 79区画  
水元3-2 1,438㎡

ポテトガーデン 16区画  
水元1-15 432㎡

東金町第三農園 18区画  
東金町5-4 399㎡

新宿三丁目第二農園 54区画  
新宿3-28 1,097㎡

柴又五丁目農園 40区画  
柴又5-31 933㎡

高砂七丁目東農園 61区画  
高砂7-18 1,293㎡

高砂七丁目第二農園 65区画  
高砂7-11 1,633㎡

鎌倉二丁目農園 90区画  
鎌倉2-14 1,873㎡

高砂六丁目第一農園 60区画  
高砂6-13 1,158㎡

高砂六丁目第二農園 36区画  
高砂6-1 932㎡

高砂二丁目農園 84区画  
高砂2-30 2,117㎡

高砂西農園 24区画  
高砂5-4 507㎡

高砂一丁目農園 55区画  
高砂1-9 1,139㎡

奥戸汐塚農園 47区画  
奥戸3-25 981㎡

細田四丁目農園 71区画  
細田4-37 1,472㎡

平成25年3月1日 23農園  
1,201区画 26,294㎡





↑ 電話番号の表記のない記事に関する問い合わせは  
はなしょうぶコールへお問い合わせください。

この広報紙は、印刷用の紙へリサイクルできます。

# 区民農園利用者を募集します



【対象】  
個人  
区内在住の方 1世帯1区画  
区内の小・中学校特別養護老人ホームなど 1団体3区画以内  
優先利用枠を利用する団体  
1団体2区画  
1区画(1区画約15㎡)  
【募集区画】 14農園  
712区画(1区画約15㎡)  
【利用期間】  
平成25年3月1日～27年1月31日  
【使用料(1区画)】  
月額700円(種苗・肥料・用具などは自己負担)

【使用料の支払方法】  
平成25年3月～26年2月分を前納(26年3月～27年1月分は25年2月に支払い)  
【使用料の減額】  
個人  
世帯員の方が次のいずれかに該当する場合は2割減額  
▽身体障害者手帳1～3級をお持ちの方  
▽愛の手帳1～3級をお持ちの方  
▽精神障害者保健福祉手帳1～2級をお持ちの方  
【申込方法】  
往復ハガキに記入例のように

【申込方法】  
往復ハガキに記入例のように  
〒124-8554 葛飾区役所環境課 ☎56548239

【申込方法】  
往復ハガキに記入例のように  
〒124-8554 葛飾区役所環境課 ☎56548239

## 往復ハガキ記入例(往信)

区民農園  
①農園名  
②申請者の住所(団体は施設の所在地)  
③代表者氏名(フリガナ)・年齢(団体は施設の名称も)  
④家族構成・氏名・年齢(団体は構成員の人数・内訳)  
⑤電話番号

## 募集農園

農園名(所在地)	総区画数	優先利用区画数	前回数倍率
ポテトガーデン(水元1-15)	16	2	1.9
水元二丁目第二(水元2-20)	68	4	1.5
水元四丁目(水元4-15)	77	4	1.6
水元四丁目第三(水元4-16)	43	2	1.3
東水元四丁目(東水元4-6)	64	4	1.6
東金町第三(東金町5-4)	18	2	3.1
高砂一丁目(高砂1-9)	55	4	3.1
高砂西(高砂5-4)	24	2	2.2
高砂六丁目第一(高砂6-13)	60	4	3.1
高砂六丁目第二(高砂6-11)	36	2	3
高砂七丁目第二(高砂7-11)	65	4	3.6
高砂七丁目東(高砂7-18)	61	4	3.2
細田四丁目(細田4-37)	71	4	3.6
新宿三丁目第二(新宿3-28)	54	4	4.3

## 三郷市と災害時の相互 応援協定を締結しました

区は、11月2日(金)に三郷市と大規模災害時における相互応援協定を締結しました。

これにより、救援物資の提供や救援活動、復興支援、被災住民の受け入れなどについて、相互に協力し合う体制が整いました。

【担当課】 防災課 ☎5654-8223



木津雅哉三郷市長(右)  
青木克徳区長(左)

かつしかエコライフプラザ  
子ども用品限定フリーマーケット  
【日時】  
11月17日(土)  
午前10時30分～午後1時  
【会場】  
かつしかエコライフプラザ  
(立石1-9-1)  
【担当課】  
リサイクル清掃課

## かつしかの暮らしと文化

### 楠木清方と新江東

晴らしさを賞美しています。

東京スカイツリー開業の影響もあるのでしょうか、東京の下町の特集がテレビや雑誌などで組まれるなど、にわかに活気を呈しているようです。  
東京下町の中でも隅田川周辺の景観の変貌やその特徴を筆に留めた著名人の一人に、日本画家の楠木清方画伯がいます。清方は、明治11年に神田に生まれ、清楚な美人画をはじめ風俗画、肖像画など多くの作品を残しています。昭和29年には文化勲章を受章、昭和47年に93歳で没し、今年で没後40年となります。

清方は、画才のみならず、文筆も達者で多くの随筆も手掛けています。清方の随筆を紐解きながら清方の隅田川以東への眼差しを探ってみましょう。  
清方は、『歴史のある顔』(昭和16年)で、隅田川は万葉の時代からの名所であるが、名所として賑わいを見せたのは江戸時代以降のことであると述べ、隅田川両岸は古き名所が多く所在し、昔から親しんだ所であるが、西岸の荒廃が著しく、東岸の方がまだ趣が残っていると嘆いています。

また、隅田川西岸から東岸へと眼差しを移した清方は『新江東図説』(昭和12年)で、荒川放水路の両岸は明治の頃の隅田川の両岸の関係を移したようであるとして、彼の放水路を見るには、東岸には廣重が絵に見るほど、東岸には松、鎮守の森、千頃の田舎、さらには松、煙突も、向う河岸では青々たる自然景の中に融け合せて、箱庭の中の焼物としか見えない」とその景観の素

私は今新たにこれを放水路以東の名に呼び変へたいと思つてゐる。とは云え私のいふ新江東が、(略)と、墨東や江東と呼ばれる墨田川以東を荒川放水路で区分し、放水路以東を「新江東」と呼ぶことを提唱しています。なぜ清方は荒川放水路以東に思いを寄せたのでしょうか。同じ作品の中で「私は先に失へるものを、今放水路の東に求める」と、清方が明治頃の隅田川西岸の荒廃を嘆き、その面影を「新江東」と呼んだ地域に求めていたことが察せられます。

楠木清方が失われゆくいにしへの景観の面影を求めた「新江東」も戦後の高度経済成長期に開発が進み、その多くは変貌してしまいましたが、まだ失われていない景観が箱庭のように残っているところもあります。

晩秋、清方の随筆を片手に「新江東」を散策すると、かつての清方の眼差しに触れることができるかもしれません。(郷土と天の博物館)



中川ベリの風景(昭和30年代)

広告 内容については広告主にお問い合わせください。

## あなたも看護師・准看護師になりませんか

男女共学で年齢制限はありません。

看護師・准看護師は一生働ける価値ある資格です。

看護師試験資格は働きながら2年間で取得でき、又、看護師を目指す方は准看護師資格取得後、本校附属の看護師養成課程(3年間)に進学し卒業後、看護師国家試験受験資格が得られます。

入学試験日

看護師養成課程 平成25年1月26日(土)(准看護師免許有資格者)  
(学歴が中卒の准看護師は看護師養成課程への進学は、准資格取得後3年間の実務経験が必要)

准看護師養成課程 平成25年2月9日(土)(中学校卒業以上の方)

葛飾区医師会附属看護専門学校

葛飾区四つ木1-6-5(京成線四ツ木駅近く) お問い合わせ先 ☎03-3691-3635



葛飾区医師会

葛飾区立石5-15-12  
Tel.03-3691-8536  
http://www.katsushika-med.or.jp

## 区民講演会のお知らせ

「生きる力を育てるコミュニケーション力」

齋藤 孝先生(明治大学教授)

260万部ベストセラー『声に出して読みたい日本語』

TBSテレビ「情報7daysニュースキャスター」出演

入場無料  
定員500名  
(先着申込み順)

\*日 時 平成24年12月9日(日) \*開 場 13時30分 \*開 演 14時

\*会 場 テクノプラザかつしか 大ホール

\*応募方法 住所、氏名、年齢、電話をご記入の上FAXでお申し込みください

FAX03-3690-4700

葛飾区歯科医師会 葛飾区青戸7-1-20  
TEL 03-3602-0648





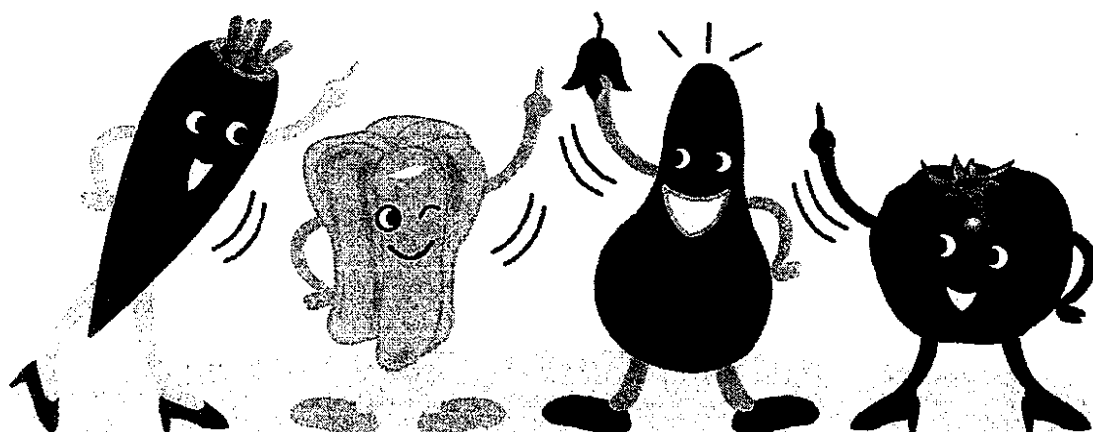
区民農園は、区民のみなさんが野菜や花づくりをとおして、土と緑に親しんでいただくために開設しています。

利用者のみなさん全員が楽しく利用できるように、この「利用の手引き」をよく読んでマナーを守ってご利用ください。

なお、この「利用の手引き」は、農園の利用が終了するまで、保管しておいてください。

区民農園は、農地提供者と近隣の方々の理解と協力がなければ運営していくことができません。農地提供者や近隣住民の迷惑にならないよう十分注意してください。

利用期間中は、区画を放置することがないようにしてください。都合により辞退される場合は、補欠者を繰上げますので、すぐに環境課へ連絡してください。



葛飾区 環境部 環境課 緑化推進係

☎ 5 6 5 4 - 8 2 3 9 (直通)

☎ 3 6 9 5 - 1 1 1 1 (代表) 内線 3 5 0 5



## 1 利用できる区画

利用できる区画は、区が指定した区画で、1世帯1区画です。施設については、1施設3区画以内です。幼稚園及び保育園の優先利用については、2区画です。

## 2 利用期間

利用期間は、区民農園使用承認書に記した期間です。ただし、区及び農地提供者等の都合により、利用期間を短縮又は延長する場合があります。

また、利用期間終了後の利用は、改めて応募しなければなりません。

## 3 用具等

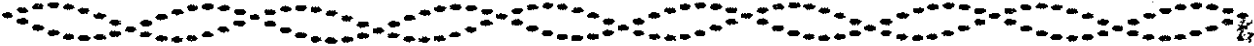
耕作に必要な用具や種苗・肥料等は、全て利用者の負担となります。

## 4 農園施設等の保持

- (1) 使用の承認を受けた区画内で耕作してください。間違えて、他の区画を耕作した場合でも区画の交換はしません。また、通路や空き地での耕作も認めていません。区画外耕作物は撤去します。
- (2) 区民農園に付随する施設を破損等しないよう注意してください。破損した場合及び破損を見つけた場合は、環境課へ連絡してください。また、常に清潔に使用するようしてください。
- (3) 利用区画及びその周辺通路の雑草やゴミ等は除去してください。
- (4) 作業により発生した雑草・野菜くず・ゴミ等は、各自が責任を持って、自宅へ持ち帰り処分してください。農園内や近くのゴミ集積所など農園外には絶対に捨てないでください。
- (5) 耕作用具や園芸資材等を通路や休憩所等の共用スペースに置かないでください。また、柵・生垣等に立て掛けないでください。通行妨害・施設破損防止のため撤去します。また、年に数回、生垣剪定を行います。剪定の際、生垣に絡んでいるつる性の作物は切断します。

## 5 農薬の使用

- (1) 農薬の使用は最小限にしてください。使用する際は、使用基準濃度を守った上でご使用ください。なお、除草剤の使用は禁止します。

- 
- (2) 農薬を散布する際は、風のないこと、周囲に人がいないこと、洗濯物がないこと等を確認し、噴霧器の方向に注意しながら、周辺の区画や近隣農地、住宅等に農薬が飛散しないように行なってください。特に近隣農家の収穫時期には、農薬が飛散すると収穫する作物に農薬が残留し、出荷に影響を与える場合がありますので、ご注意ください。

## 6 耕作物等の損害、農園内の事故

区は、使用承認の取消し等及び天災、病害虫等により生じた耕作物等の損害及びその他、区の責任によらない理由で生じた損害及び事故に対しては責任を負いません。

## 7 住所、氏名等の変更届

氏名及び区内転居による住所、電話番号などの変更があったときは、「区民農園使用者氏名等変更届」を提出してください。

## 8 利用区画の返還

- (1) 利用者は、区外へ転出するなど使用資格がなくなった場合や、何らかの理由で農園を利用できなくなったときは、速やかに「区民農園使用辞退届」を区に提出してください。
- (2) 利用者は、使用期間が終了するとき、使用を辞退するとき、または使用承認の取り消しを受けたときは、利用区画を原状に回復してください。

ご自分で耕作しない場合は、必ず「区民農園使用辞退届」を区に提出してください。又貸しはできません。あらかじめ登録してある補欠者に使用権利が移ります。

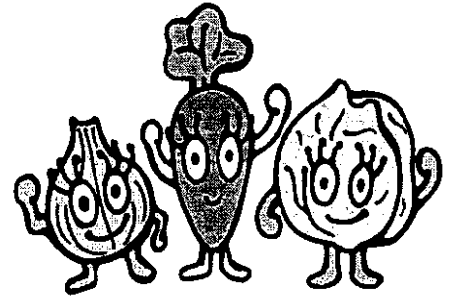
## 9 使用料の還付

使用辞退などで農園を使わなくなった場合で、その後の使用期間が6か月以上残っているときは、「区民農園使用料還付申請書」の提出により、残りの月数に応じた使用料を還付します。

## 10 禁止行為

次に掲げる行為は禁止します。

- (1) 使用承認された者以外が使用すること。
- (2) 使用承認を受けた区画以外の区画を使用すること。
- (3) 営利を目的として作物を栽培すること。
- (4) 騒音、振動、悪臭等により、近隣住民に迷惑をかけること。
- (5) 土地の形質を変更し、または建物及び工作物を設置すること。
- (6) 農園内で火気を使用すること。
- (7) 自動車で来園すること。
- (8) 農園内で飲酒すること。
- (9) 樹木等の多年生作物を栽培すること。
- (10) 農園施設等の保持行為に反すること。
- (11) 区画を耕作以外の目的に使用すること。
- (12) 水道を農園の利用以外の目的に使用すること。
- (13) 雑草を繁茂させるなど区画を放置すること。
- (14) 通路などに区画外耕作をすること。
- (15) 通路などに耕作器具や園芸資材等を置くこと。
- (16) 農園内や近隣の集積所に雑草、野菜くず、ゴミ等を捨てること。
- (17) 他の区民農園利用者に迷惑をかけること。



## 11 区の指示

利用者は、区が行う農園の適正な維持管理のための指示に従わなければなりません。

## 12 使用承認の取り消し等

利用者がこの「区民農園利用の手引き」の記載事項または「葛飾区区民農園条例及び同施行規則」に違反した場合は、使用承認の取り消し、農園の使用停止、もしくは制限をすることがあります。

## 13 利用者名の掲示

農園の掲示板に区画番号・利用者の名字を掲示します。

## 14 ご利用ください

休憩所があります。農作業の合間の休憩や、利用者間の情報交換の場に、積極的にご利用ください。

掲示板も「～の作り方を教えてください」、「～の種を差し上げます」など、ご自由にご利用ください。

## 平成24年度事務事業評価表（基本）

事務事業名	区民農園新設・維持管理	重点評価 区分	—	担当部	環境部
				担当課	環境課

## 基本情報

## 1 事務事業の概要

開始年度	昭和50年度	根拠法令	区民農園条例
性質区分	サービス提供	実施形態	区単独（委託）
対象者	区民・団体		
裁量区分	あり		
実施内容 (事務事業の実施 内容、手段、過去 の改善実績等)	<p>区が農地所有者から無償貸与を受けた土地を整地し、外柵・水道・トイレ等を整備後、利用者に貸し出す。1区画約15㎡。使用料は平成24年4月から1か月700円(24年3月までは600円、20年3月までは500円)。毎年11月に利用者を募集し、抽選により利用者を決定する。利用期間は毎年3月から翌々年1月まで(奇数年と偶数年で募集農園が異なる)。平成14年度から、募集区画数の一割程度を幼稚園、保育園優先利用枠として設定した。維持管理は、トイレ清掃、通路等の除草、生垣剪定などを行っている。</p> <p>平成24年2月1日現在 23農園1,239区画</p>		

## 2 施策及び事務事業意図

施策	名称	レクリエーション
	意図	魅力あるレクリエーションにより、多くの人が楽しんでいる。
事務事業意図	土と触れ合い緑に親しみ、都市生活における自然と人との関わりを深める。	

## 実績情報

## 1 成果指標の達成状況

成果指標	指標の根拠	単位	区分	21年度	22年度	23年度
応募倍率	応募者数÷募集区画数	倍	目標	2.20	2.20	2.20
			実績	2.44	2.57	2.43
—	—	—	目標	—	—	—
			実績	—	—	—

## 2 活動指標の達成状況

活動指標	指標の根拠	単位	区分	21年度	22年度	23年度
貸出区画数	全農園区画数	区画	目標	1,391	1,290	1,271
			実績	1,325	1,206	1,239
農園応募者数	奇数年・偶数年利用開始 農園の各年度応募者数	人	目標	1,800	1,800	1,800
			実績	1,625	1,609	1,444
—	—	—	目標	—	—	—
			実績	—	—	—
—	—	—	目標	—	—	—
			実績	—	—	—

3 コスト内訳（決算）

項目		単位	21年度	22年度	23年度	
収入	特定財源					
	国庫支出金	千円	0	0	0	
	都道府県支出金	千円	0	0	0	
	その他	千円	9,418	8,223	8,357	
	一般財源 (a)	千円	20,696	6,737	13,031	
支出	直接事業費 (b)	千円	21,108	7,944	14,875	
	消耗品費	千円	145	308	361	
	印刷製本費	千円	20	20	20	
	修繕料	千円	8,891	44	693	
	光熱水費	千円	900	949	844	
	通信運搬費	千円	159	140	142	
	手数料	千円	3,568	3,716	3,454	
	委託料	千円	5,086	2,767	457	
	工事請負費	千円	2,339	0	8,904	
	職員人件費 (c)	千円	8,505	6,480	6,000	
	人件費	千円	8,505	6,480	6,000	
		人	1.05	0.80	0.75	
	再雇用職員	千円	0	0	0	
		人	0.00	0.00	0.00	
	間接費 (d)	千円	501	536	513	
	調整額 (e)	千円	735	720	675	
	(控)コスト対象外	減価償却費	千円	0	0	0
		金利	千円	0	0	0
		退職給与引当	千円	735	720	675
		(控)コスト対象外	千円	0	0	0
トータルコスト (f) (b+c+d+e)		千円	30,849	15,680	22,063	

4 単位あたりコスト

項目	単位	21年度	22年度	23年度
単位の定義		サービス提供回数（農園応募者数）		
実績数値 (g)	人	1,625	1,609	1,444
単位あたり区単コスト (a/g)	円	12,736	4,187	9,024
単位あたりコスト (f/g)	円	18,984	9,745	15,279



## 政策14 産 業

**施策 03 産業に対する区民の理解を深め、産業と調和のとれた地域をつくります****【施策を取り巻く現状と課題】**

- 本区では、住居と製造業、商業、農業が混在しながら、互いの理解と協力のもと、調和を保って共存しています。
- 区民の産業への理解を深める場として、毎年、産業フェアを実施し、工業・商業・農業・伝統産業・観光等の区内産業を広く区民にアピールしています。
- 区内の農業は、従業者の後継者不足、市街化の進行などにより、農家数や農地面積の減少に歯止めがかからない状況が続いています。本区では、区民に都市農業への理解を深めてもらうよう、農家が育てた野菜の収穫を体験する「ふれあいレクリエーション農園」や、区内農地を巡りながら収穫等を楽しむ「農業オリエンテーリング」などを実施しています。
- 安全・安心な農産物の提供、地産地消を通じた食育、災害時の避難場所や延焼遮断等の防災機能、良好な都市環境の保全など、農業と農地が果たしている多面的な役割が将来にわたり適切に発揮されるよう、地域ぐるみで農業を支えていく必要があります。

**【施策の方向】**

- 産業フェアなど、区民が区内産業にふれる機会を提供することによって、産業に対する理解を深めるとともに、次代を担う子どもたちの教育の場としての活用を図ります。
- 農業が果たしている多面的な役割に対する区民の理解を深めるため、農業体験農園を開設する農家を支援するなど、区民が農業にふれ、収穫の喜びを体験してもらえる機会を拡大します。



産業フェア（ねじきり体験）



農業オリエンテーリング

## 【指標と目標値】

指 標	指標の説明又は出典	現 状 値 (平成23年度)	平成27年度	平成30年度	平成34年度
商店街で買い物をしている区民の割合 (%)	政策・施策マーケティング調査	79.2	81.3	82.9	85.0
葛飾産野菜を買ったことのある区民の割合 (%)	政策・施策マーケティング調査	54.7	55.9	56.8	58.0

## 【区民の役割】

□ 区内産業に対する理解を深め、近くの商店街を利用したり、区内で生産された農産物を購入したりしましょう。

## 【事業者の役割】

□ 地域産業について区民の理解と協力を得ることができるよう、より多くの人々が区内産業にふれられる機会を提供しましょう。

## 【計画事業】

事 業 名	事 業 内 容
〈新〉 農業体験農園支援事業	新たな農業経営手法として、農家の指導により利用者が種まきから収穫までを体験する農業体験農園を開園する区内農家に対して、施設整備費や運営費の一部を助成します。

## 【事業一覧】 (平成24年度実施)

農業体験農園支援事業	東四つ木工場ビル
農業オリエンテーリング事業	商店街装飾灯LED化事業費助成
ふれあいレクリエーション農園事業	商店街装飾灯電気料助成
大店立地法事務	区民農園維持管理
産業フェア事業	